岩見沢市告示第 １６２ 号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の５及び第１６７条の１１の規定により、令和９年度及び令和１０年度に岩見沢市が締結しようとする契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）について、次のとおり定める。

令和　８年１１月　２日

岩見沢市長　　松　野　　哲

第１　資格の要件

１　資格の種別

資格の審査（以下「資格審査」という。）は、契約の種類ごとに、別表に掲げる区分により行う。

２　基本的資格要件

資格審査における各資格に共通の要件は、次のいずれにも該当しないこととする。

⑴ 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人。ただし、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く（地方自治法施行令（以下「政令」という。）第１６７条の４第１項第１号）。

⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（政令第１６７条の４第１項第２号）

⑶　暴力団員（岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第３２号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する「暴力団員」をいう（以下同じ。）。）又は暴力団関係事業者（条例第２条第４号に規定する「暴力団関係事業者」をいう。）に該当する者

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者（政令第１６７条の４第１項第３号）

⑸ 契約の締結及び履行に関して不正又は不誠実な行為等を行い、資格の排除を受けている者（政令第１６７条の４第２項）。ただし、資格の排除が令和９年３月３１日（随時申請にあっては、申請しようとする日の前日）までに終了する者を除く。

⑹　法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に滞納がある者

⑺ 本店及び契約締結権限等の委任を受けた者（以下「受任者」という。）が所在する市町村税（特別区にあっては都税）に滞納がある者

⑻ 本市の市税に滞納がある者

３　契約の種類による資格要件

契約の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 工事の請負に係る契約（以下「建設工事」という。）

ア 次のいずれにも該当すること。

① 令和８年１２月１日現在（随時申請の場合にあっては、「北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き」（以下「手引き」という。）による）において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）による営業の許可を受けている者であって、かつ、当該許可を受けてから２年以上当該建設業を営んでいること。

② ①の許可を受けた建設業について、建設業法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査を受け、同法第２７条の２９第１項に規定する総合評定値の通知を受けており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が令和７年９月２日（随時申請の場合にあっては、手引きに示す資格有効期間初日の１年７か月前の日の直後の事業年度の終了の日）以降の日であること。

③ ②の経営事項審査の結果通知において、その許可に係る建設業の種類について、完成工事高を有すること。

④ 支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、受任者が同様の許可を有していること。

⑤ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険にすべて加入している事業所であること。ただし、加入義務のない者については、この限りでない。

⑥ 合併に伴い新たな法人となった者または事業譲渡を受けた者については、事業期間を通算して２年以上当該建設業を営んでいること。

イ 工事の請負契約のうち、一般土木、舗装、建築、管又は電気工事に係る競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して、市長が別に定める等級に格付する。

① 「客観的要素の評定項目」として、建設業法第２７条の２３第３項の規定による項目及び基準（平成２０年国土交通省告示第８５号）

② 「技術・社会的要素の評定項目」として、工事成績点、技術点、社会貢献点、雇用対策点及び指名停止に係る減点

(2) 設計、測量等工事関連業務に係る契約（以下「設計等業務」という。）

ア 共通要件

① 令和８年１２月１日現在（随時申請の場合にあっては、手引きによる審査基準日）において、引き続き１年以上その事業を営んでおり、直前１か年度決算期にその事業の売上高を有していること。

② 支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、受任者が希望業種に係る同

様の許可を有していること。

イ 資格の種類による要件

① 建築設計にあっては、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者は、この限りでない。

② 測量にあっては、測量法（昭和２４年法律第１８８号）による測量業者の登録を受けていること。

③ 道路除雪又は施設等保全管理（道路・河川維持）にあっては、建設業法による土木一式工事の許可を有していること。

④ 施設等保全管理（公園・街路樹等管理）にあっては、建設業法による造園工事の許可を有していること。

⑤ 区画線設置業務にあっては、建設業法による塗装工事の許可を有していること。また、建設工事の塗装も合わせて登録すること。

(3) 物品等の購入並びに清掃及び警備その他の業務委託等に係る契約（以下「物品等業務」という。）

ア 共通要件

令和８年１２月１日現在(随時申請の場合にあっては､申請する月の初日)において、引き続き１年以上その事業を営んでおり､直前１か年にその事業の売上高を有していること。

イ 資格の種類による要件

① 建物清掃及び環境衛生管理にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）第１２条の２第１項各号に掲げる登録のうち、いずれかを受けていること。ただし、外装清掃又は浄化槽清掃のいずれか又は両方のみを業とする者は、この限りでない。

② 警備業務にあっては、警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条の規定による警備業の認定を受けていること。また、北海道外に本社を有する者については、本社が所在する都道府県の警備業の認定のほか、警備業法第９条の規定による届出書（営業所設置等届出書）を北海道公安委員会に提出していること。

４ 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）の規定に基づき設立された事業協同組合（以下「協同組合等」という。）及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）が次のいずれかに該当するときは、３に規定する要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1)　経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。

(2)　企業組合（中小企業等協同組合法第３条第４号に規定する企業組合をいう。以下同じ。）及び協業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

５　資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請にあっては、令和９年度及び令和１０年度の２年間（令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで）とし、随時申請にあっては、資格を有するものと認められた日から令和１１年３月３１日までとする。

第２　資格の取り消し

１　競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。

(1)　政令第１６７条の４第１項に規定する者になったとき。

(2)　政令第１６７条の４第２項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。

(3)　法令の規定によりその者に付与された営業の許可、免許又は登録等が取り消されたとき。

(4)　本公告中第１の２又は３に定める要件を欠くに至ったとき。

２　競争入札の参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を取り消すことができるものとする。

(1)　申請書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

(2)　申請に係る事項について、変更が生じたにもかかわらず、変更に係る所定の手続きを怠ったとき。

(3)　申請に係る営業を廃業したとき又は長期間にわたり休止したとき。

(4)　金銭的な信用を著しく欠くと認められたとき。

(5)　岩見沢市契約規則（昭和４５年規則第４３号）の規定に違反したとき。

第３　資格審査の申請の時期、方法等

１　申請の時期

(1) 定期の申請をする者

令和８年１２月１０日から令和９年１月２９日まで（岩見沢市の休日に関する条例（平成３年条例第１号）に規定する休日（以下「土曜日、日曜日及び休日」という。）を除く。）とする。

(2) 随時の申請をする者

手引きによるものとする。（物品等業務についても手引きを準用とする。）

2　申請の方法

建設工事及び設計等業務については一般財団法人北海道建設技術センターが実施する北海道市町村入札参加資格共同審査システムによりインターネットから必要書類を提出するものとする。

物品等業務については必要書類を添付の上、郵送により提出するものとする。（随時の申請については郵送又は持参により提出）

(1)　申請書式

ア　建設工事及び設計等業務

北海道市町村入札参加資格共同審査共通様式及び岩見沢市が独自に定めた個別様式（北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトからのダウンロード）

イ　物品等業務

岩見沢市が定めた様式（総務部契約検査管理課での頒布及び岩見沢市ホームページからのダウンロード）

(2)　申請書に添付する書類

ア　建設工事及び設計等業務

手引きによる。

イ　物品等業務

岩見沢市が指定する書類

(3)　申請書類の受付場所及び問合先

ア　建設工事及び設計等業務

受付場所：北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル

（URL：https://www.hoctec.info/kyoshin/）

問合先：一般財団法人 北海道建設技術センター 市町村支援課 入札参加資格審査担当

ＴＥＬ：０１１－７３３－２３２２　※土日祝日を除く９時から１７時まで

E-mail:kyoshin@hoctec.or.jp

イ　物品等業務

問合先、受付場所：岩見沢市役所　総務部契約検査管理課

ＴＥＬ：０１２６－３５－４８５９

※土曜日、日曜日及び休日を除く９時から１７時３０分まで

3　資格審査の再申請

(1)　競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請をするものとする。建設工事及び設計等業務については共同審査システムによる受付はできないため、２（3）アの問合先に連絡すること。

物品等業務については２（3）イの問合先に提出すること。なお、いずれも申請に係る資格決定日は、その都度定めるものとします。

ア　競争入札参加資格を有する者の事業又は営業が相続、合併、分割、譲渡により移転されたとき。

イ　競争入札参加資格を有する個人事業主が、事業継承や法人へ変更するなど、組織に変更を生じたとき。

ウ　競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員（競争入札参加資格を有する組合員に限ります。）を変更したとき。

エ　競争入札参加資格を有する者が会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたとき。

別表

業種分類表

1　建設工事（工事の請負に係る契約）

区分		
一般土木工事	舗装工事	建築工事
管工事	電気工事	鋼橋上部工事
塗装工事	造園工事	機械器具設置工事

2　設計等業務（設計、測量等工事関連業務に係る契約）

区分		
測量	地質調査	土木設計
建築設計	技術資料作成	道路除雪
施設等保全管理	区画線設置業務	

3　物品等業務（物品等の購入並びに清掃及び警備その他の業務委託等に係る契約）

大分類	中分類	小分類	
製造業 又は 卸小売業	産業部門	土木建設機器	農業用機器
		設備用機器	電気･通信用機器及び資材
		水道用機器及び資材	工作用･施設維持関連機器
		環境用機材器具・用品	建材類
		原材料類	農業・造園用品及び資材
		工業薬品・火薬類	その他産業用機器
	医療・介護部門	医療機器・器具	医療用品類
		医薬品	その他一般薬品資材類
	教育・研究・測定部門	教材用各種用品	理化学機器・計測機器及び資材
		図書及び定期刊行物	音楽用品
		運動用品	その他教育研究用機器類
	事務部門	事務用機器	情報機器
		家具・調度品	文具・用紙類
		家庭用電化製品	カメラ・写真類
		その他事務用機器･用品類	
	車両部門	自動車	二輪車
		特殊車両	車両用品

	油脂・燃料部門	石油燃料	その他の燃料
		その他油脂類	
	被服・繊維皮革部門	被服類	寝具類
		靴鞄類	その他繊維皮革類
	その他	保安消防器材	記章・プレート・旗類・広告用品
		看板・標識類	食料品・給食材料
		金物・陶磁器類	日用雑貨
		その他	
製造業（印刷物）	一般印刷		
	フォーム印刷		
	地図印刷		
	その他印刷		
賃貸借	産業部門		
	医療・介護部門		
	教育・研究・測定部門		
	事務部門		
	車両部門		
	被服・繊維皮革部門		
	その他		
役務提供等	建物清掃及び環境衛生管理	施設内清掃	外装清掃
		建築物環境衛生管理	浄化槽清掃
	警備業務	常駐警備	機械警備
	建物・設備等保守管理	電気設備	機械設備
		消防設備	燃焼設備
	運送業務	旅客運送	貨物運送
	車両点検・整備業務	自動車	二輪車
		特殊車両	その他
	廃棄物処理業務	一般廃棄物処理	産業廃棄物処理
	医療・衛生サービス・調査・検査業務	医療サービス	検査・分析業務
		調査業務	その他
	その他のサービス	情報サービス	労働者派遣
		洗濯	複写類
		広告代理	損害保険
		その他	

その他	買取	紙	リサイクル関係
		金属類	車両
		その他の買取関係	